

1. 提出されたご意見の要旨と県の考え方

番号	該当箇所	ご意見の要旨	件数	県の考え方
1	1(2)	保護政策から管理政策への転換は時期尚早ではないか	6	和歌山県を含む紀伊半島地域個体群の推定生息数の増加、生息地域の拡大、目撃情報の増加等から、県民の安心・安全の確保を最優先として第二種特定鳥獣管理計画（案）を作成したところです。なお捕獲頭数に関しては、個体群を安定的に維持していくために捕獲上限頭数の範囲内で行うものです。策定後も定期的に生息頭数調査を継続する予定で、紀伊半島地域個体群として維持されるように三重県、奈良県と連携を密にして、推移を注視してまいります。
2	1(2)	目撃情報だけで、頭数管理をすることはおかしい	3	カメラ調査の結果、生息数が一定基準を超えたこと、空き家への侵入、柿畑への被害等々との軋轢が増加したことから管理政策を実施します。
3	1(2)	保護政策、管理政策との表現を使用しているが、正しくは保護施策、管理施策ではないか	1	今回クマの対策について、様々な対策（施策）を検討しています。大きな行政の方針として打ち出している考え方として、保護政策、管理政策との表現を使用しております。ご理解下さい。
4	5(1)	クマの保護区域が暫く見直されていないがその妥当性について	15	過去30年間、県内に存在する天然林の面積に大きな変化はないことから保護区域の範囲は妥当と考えています。
5	5(2)	生息域が拡大しているとありますが疑問である	2	環境省が実施した「平成30年度中大型哺乳類分布調査（2010～2017年度）」に各県ごとの生息域が公表されています。その資料に基づき生息域拡大を確認しています。
6	5(3)	生息調査方法及び生息頭数は妥当なのか	61	調査方法については、環境省作成のガイドラインで示している標準的な方法を採用しており、ガイドラインに準拠して調査を実施しています。なお、具体的な調査方法を記載します。
7	5(3)	調査の結果95%信用区間は395-560頭とされている。信用区間下限が400頭以上となるまで保護継続が妥当ではないか	2	今回の調査結果の平均値をもって推定生息数としており、この生息数で対策を実施することは妥当と考えています。
8	5(4)	目撃情報の公開してほしい	1	自然環境課ホームページにおいて、過去3か月間の目撃位置について公表しています。
9	5(5)	令和6年度に目撃情報が180件もあったのに人身事故がなかったことは、よいことだ。	1	引き続き、人身事故、人的被害がないように各施策に取り組んでまいります。
10	7	今後、農地の廃園が増加しクマの生息域が拡大すると考えられる。管理目標を400頭に定めるのではなく、年々少しずつ増やしていかないのか	1	令和6年度に実施した生息数調査の結果に基づいて管理目標を定めています。今後、定期的に実施する生息数調査の結果により、管理目標の変更を検討します。

番号	該当箇所	ご意見の要旨	件数	県の考え方
11	7	管理の目標クマの数は個体数水準3を維持することを目標とすることについて根拠がない	1	環境省作成のガイドラインによります。
12	9	ゾーニングは概念図にとどまり、実際に現場で判断できる基準や境界が示されていません。ゾーニングの明確化を	13	ゾーニングについては、県の考え方を記載しました。明確な境界を示すのではなく、実際にクマが出没した場合、関係者が県の考え方に基づき協議し、どのゾーンに該当するかを決定します。
13	9	ゾーニングの根拠について	9	環境省作成のガイドラインに基づき、ゾーニングを設定しています。
14	9(1)	緩衝地帯はどこなのか	1	コア生息地と防除地域の間の地域を緩衝地帯と記載しています。これは環境省作成のガイドラインに準じて設定したものととなります。
15	9	人間とクマとの共存を検討いただきたい	43	クマの生息状況や生育環境、人間活動等を考慮し、人間とクマとの棲み分けを図ることを目的にゾーニング管理を行い、人間とクマとの軋轢を低減することで、共存を目指すことを提唱しています。
16	9(2)	コア生息地エリアであっても人に危害を加える恐れがない場合は山に戻ることを誘導してほしい	1	人に危害を加えた等の問題個体でなければ、コア生息地に生息するクマは、保護を中心とした対応を行います。
17	10	生息数が増えているなら個体数管理を行うべき	3	個体数の管理については、環境省作成のガイドラインに示されており、その基準に基づき個体数管理を行うことにしました。
18	10	クマを殺さないで	20	和歌山県を含む紀伊半島地域個体群の推定生息数の増加、生息地域の拡大、目撃情報の増加等から、県民の安心・安全の確保を最優先とし、第二種特定計画（案）を作成したところです。なお、捕獲頭数に関しては、個体群を安定的に維持していくために捕獲上限頭数の範囲内で行うものです。策定後も定期的に生息頭数調査を継続する予定で、紀伊半島地域個体群として維持されるように三重県、奈良県と連携を密にして、推移を注視してまいります。
19	10(1)	推定生息頭数467頭で管理をすることは間違っている	28	本計画作成についての、調査方法、手続き等については、鳥獣保護法第7条の2と環境省のガイドラインに従って進めています。和歌山県を含む紀伊半島地域個体群の推定生息数の増加、生息地域の拡大、目撃情報の増加等から、県民の安心・安全の確保を最優先とし、第二種特定鳥獣管理計画（案）を作成したところです。なお、捕獲頭数に関しては、個体群を安定的に維持していくために捕獲上限頭数の範囲内で行うものです。策定後も定期的に生息頭数調査を継続する予定で、紀伊半島地域個体群として維持されるように三重県、奈良県と連携を密にして、推移を注視してまいります。

番号	該当箇所	ご意見の要旨	件数	県の考え方
20	10(1)	平均値467頭に基づき捕獲上限を定めるのは危険であり、下限395頭シナリオを考慮すれば過剰な個体除去とならないか	1	今回の調査結果の平均値をもって推定生息数としており、この生息数で対策を実施することは妥当と考えています。
21	10(1)	生息頭数400頭を下回らないこと、捕獲上限割合5%,8%,12%の科学的・政策的な背景を示していただきたい	1	環境省作成のガイドラインに基づき、生息頭数目標と、捕獲上限割合を決定しています。
22	10(1)	クマの個体数が基準を超えたからといって簡単に捕殺してよいのか	2	和歌山県を含む紀伊半島地域個体群の推定生息数の増加、生息地域の拡大、目撃情報の増加等から、県民の安心・安全の確保を最優先とし、第二種特定計画（案）を作成したところです。なお、捕獲頭数に関しては、個体群を安定的に維持していくために捕獲上限頭数の範囲内で行うものです。策定後も定期的に生息頭数調査を継続する予定で、紀伊半島地域個体群として維持されるように三重県、奈良県と連携を密にして、推移を注視してまいります。
23	10(1)	クマの個体数管理ありきな対応でよいのか	1	和歌山県を含む紀伊半島地域個体群の推定生息数の増加、生息地域の拡大、目撃情報の増加等から、県民の安心・安全の確保を最優先とし、第二種特定計画（案）を作成したところです。なお、捕獲頭数に関しては、個体群を安定的に維持していくために捕獲上限頭数の範囲内で行うものです。策定後も定期的に生息頭数調査を継続する予定で、紀伊半島地域個体群として維持されるように三重県、奈良県と連携を密にして、推移を注視してまいります。
24	10(1)	紀伊半島の捕殺頭数の管理について	8	和歌山県を含む紀伊半島地域個体群の推定生息数の増加、生息地域の拡大、目撃情報の増加等から、県民の安心・安全の確保を最優先とし、第二種特定計画（案）を作成したところです。なお、捕獲頭数に関しては、個体群を安定的に維持していくために捕獲上限頭数の範囲内で行うものです。策定後も定期的に生息頭数調査を継続する予定で、紀伊半島地域個体群として維持されるように三重県、奈良県と連携を密にして、推移を注視してまいります。
25	10(2)	錯誤捕獲された個体はゾーニング区域ごとに対応に差を設けるのか	15	人の生活圏以外で捕獲されたクマについては、学習放獣を実施します。
26	10(2)	防除、排除地域に侵入したクマが捕殺対象となることについて厳しすぎではないか	3	県民の安心・安全の確保を最優先と考えておりますので、防除、排除地域に侵入したクマは、有害捕獲の対象とします。
27	10(2)	山中（コア生息地）に生息し、人的被害を発生させた個体は、問題個体から除外すべき	1	県民の安心・安全の確保を最優先と考えておりますので、例えば、山中（コア生息地）であっても人的被害を発生させた個体については、有害捕獲の対象とします。

番号	該当箇所	ご意見の要旨	件数	県の考え方
28	10(2)	行政は、人命最優先で取り組んでほしい	1	引き続き、県民の安心・安全の確保を最優先に、各施策に取り組んでまいります。
29	10(2)	保護から個体数管理の徹底をお願いしたい	1	県民の安心・安全の確保を最優先に、個体数管理に取り組んでまいります。
30	10(3)	錯誤捕獲の防止対策を実施するとイノシシの捕獲に影響があるのではないか	1	令和6年度における有害捕獲等によるイノシシの捕獲頭数は12,000頭を超えており、クマの錯誤捕獲防止により、イノシシ捕獲頭数への影響は少ないと考えられます。
31	10(3)	錯誤捕獲防止に向けての対策について	3	クマの目撃情報や痕跡等の出没情報が報告された場所では、箱わなの扉を一時的に閉めることや、くくりわなを移設するなどの防止措置を講じるよう指導を徹底します。
32	10(3)	錯誤捕獲防止に向けての指導について	1	狩猟や捕獲に関する関係部局や市町村に協力を頂き、防止措置を講じるよう指導を徹底します。
33	11	森の環境を守ってほしい 人工林を広葉樹林化してほしい	73	関係部局ともご意見を共有し、本計画記載のとおり、育成不良の人工林において、強度間伐による下層植生の回復や針広混交林、広葉樹林化等の森林整備を推進します。
34	11	本来のクマの生息地であるコア生息地の生息地としての質を上げることに言及されていない	1	本計画記載のとおり、育成不良の人工林において、強度間伐による下層植生の回復や針広混交林、広葉樹林化等の森林整備を推進します。
35	12	本計画の住民への周知やクマへの適切な対応、被害防止に向けた普及啓発を実施していただきたい	25	本計画の住民への周知については、市町村等の関係機関を通じ、実施してまいります。また、クマへの適切な対応、被害防止については、和歌山県のホームページにクマから身を守るための注意事項を記載しております。また、県内市町村等にも注意喚起を行うよう依頼します。具体的には、クマに出会わないために音の出るクマ鈴や携帯ラジオを身に付ける。クマに出会ったら、クマから目を離さず背を向けずにゆっくり、落ち着いてその場を離れる。人里周辺へのクマの出没を防ぐために生ごみや不要になった農作物を放置しないようにする管理を徹底するなどです。今後もホームページ等で引き続き普及啓発して参ります。
36	12(2)	電気柵の設置、誘引物の除去などの管理、犬を活用した追い払いなどを強化することが先決ではないか	9	県民の安心・安全の確保を最優先とし、電気柵の設置、誘引物の除去などの指導は引き続き行ってまいります。
37	13(4)	奈良県、三重県も同様な第二種特定鳥獣管理計画を作成するのか	1	奈良県は作成済です。三重県は作成に向けて作業中と聞いています。
38	13(4)	紀伊半島3県の連携が大切だが、情報共有や広域連携の具体性はこういったものか	3	三重県、奈良県と紀伊半島ツキノワグマ広域保護管理協議会を設立しており、きめ細かな情報交換や情報共有を行ってまいります。

番号	該当箇所	ご意見の要旨	件数	県の考え方
39	その他	岸本前知事が「保護対象の制度のままでも危険な個体に対しては知事の権限で駆除が可能」として、保護対象の見直しには否定的な考えを示した2024年9月19日の和歌山県議会での答弁方針を変更したのか	1	2024年9月19日の和歌山県議会の答弁において、岸本前知事は、調査の結果クマの推定個体数が一定基準を超えておれば第二種特定鳥獣管理計画を作成し計画的に頭数管理を実施すると表明しています。
40	その他	狩猟対象獣に指定する考えはありますか	1	鳥獣保護管理法第12条第1項により、紀伊半島のツキノワグマは狩猟が禁止となっております。
41	その他	捕獲されたクマを殺処分する場合、安全性を考慮するとその場で銃による止め刺しが必要と考える。法律等を踏まえどの様に対応するのか	1	人の日常生活圏において、法律に定める4つの条件全てを満たした場合に市町村長の指示により銃の使用が認められる緊急銃猟制度があります。
42	その他	異にかかり気性が荒くなっているクマについては、市町村長の判断が必要な緊急銃猟の適用を待つ時間が惜しく、捕獲者及び周辺住民への危険性を考慮すると即時の殺処分が求められると考えますが如何でしょうか	1	緊急銃猟制度を適用する場合には、法律で定める4つの条件を満たす必要があります。
43	その他	避妊去勢をするなどで頭数管理を検討できないか	1	現実的でないと考えます。
44	その他	目撃数の増加を理由に、積極的に捕獲することはないか	1	捕獲頭数に関しては、個体群を安定的に維持していくために捕獲上限数の範囲内で行うものです。策定後も定期的に生息数調査を継続する予定で、紀伊半島地域個体群として維持されるよう三重県、奈良県と連携を密にして、推移を注視してまいります。
45	その他	問題個体の檻での捕獲に際してクマ専用檻を使用することを明記すべきでないか	1	問題個体の捕獲に関しては、危険防止のためクマ専用檻を使用しています。
46	その他	問題個体を事故が起こってから捕殺するのではなく、予め捕獲し奥山への学習放獣も積極的に行うこと	1	現実的ではないと考えます。
47	その他	問題個体の定義として、自己防衛のために怪我をさせた個体と積極的に攻撃してきた個体は区別すべき	1	県民の安心・安全の確保を最優先と考えておりますので、例えば、クマにとって自己防衛であっても人的被害を発生させた個体については、有害捕獲の対象とします。
48	その他	人の生活圏に侵入した個体については退路を確保してほしい	1	人の生活圏に侵入してきたクマについて、追い払いも対策の一つとして実施します。
49	その他	緩衝地帯で管理捕獲を実施し、個体数を減らしても事故防止とはならない	1	環境省作成のガイドライン（補足資料）において、人の生活圏への出没防止を目的に「緩衝地帯での個体数管理」が明記されています。

2. 提出されたご意見の内容が、本計画の案件に合致しないもの

番号	ご意見の要旨	件数
1	錯誤捕獲の防止に下記文章を追加すること ・クマの誤捕獲を招くおそれのある誘引剤は使用しない。シカ捕獲許可申請時にはヘイキューブの使用を許可条件とする ・くくり罠による誤捕獲が多いことから、くくり罠に代えて「いのしか御用」や「ベアウオーク」等、誤捕獲を招かない装置を優先的に使用する ・クマの誤捕獲に対する迅速かつ安全な放獣体制の整備に努めること	1
2	風力やソーラーによる環境への影響を規制してほしい	12
3	捕獲関係者がクマ部位を私物化しないように指導してほしい	2
4	くくり罠を禁止してほしい	24
5	コア生息地には人が安易に入れないよう対策を徹底すべき	5
6	ミズナラ、コナラの豊凶調査を実施すべき	1
7	錯誤捕獲個体を放獣するための放獣対策チームを編成すべき	2
8	クマが人里に降りてこないよう、林業に携わる方々を増やし森林管理に力を注いではどうか	2
9	現行の内径長さを直角に交差する内径を12cmとするだけでは、楕円形状のくくり罠が通用してしまっている。厳に真円とした場合の内径を12cmとすべきである	3
10	狩猟者の育成、狩猟犬文化の維持を行っていただきたい	3
11	小熊は保護クマとして、保護・飼育をしてほしい	1
	合計	56